

【補足(追加)資料】

No, 4 企業誘致促進事業 (P 1)

○補足資料

No, 5 クラフトの里管理運営事業 (P 3~)

○補足資料

◇概要

本市の産業振興と雇用の拡大・維持を図り、地域経済の発展に資することを目的に、令和3年度において下記の事業を実施した。

◇雇用促進奨励金事業（令和2年度からの明許繰越）

○事業の概要

新型コロナウイルス感染症感染拡大による景気低迷の影響を受けた市民の雇用を守るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、伊予市民を新規雇用する市内事業者に対し奨励金を交付する。

・交付対象者

- (1)市内に主たる事業所を有する法人
- (2)別表（市が指定）した市内の工業団地内に工場を有する法人
- (3)伊予市企業誘致促進条例第4条の規定による指定を受けた法人

・交付要件

ア 上記(1)又は(2)の法人にあっては、伊予市民を令和2年2月1日から令和3年2月28日までの間に新規雇用し、かつ雇用の日から1年経過時において引き続き住民登録及び雇用が継続されていること。

イ 上記(3)の法人にあっては、伊予市民を操業開始に伴い雇用し、かつ雇用の日から1年経過時において引き続き住民登録及び雇用が継続されていること。

・奨励金の額

新規雇用1人につき50万円

新規雇用者が時短労働者（パート等）の場合は、2人をもってフルタイム労働者1人分とする。

○申請及び交付状況

- ・申請件数 15件（社）（うち3件については変更あり）
- ・雇用総数 78人（フルタイム65人、時短パート13人：補助対象積算人数71人分）
- ・交付予定額：35,500千円
- ・令和2年度中の支払済額：2,500千円
- ・令和3年度繰越額：33,000千円

※繰越額33,000千円については、1年経過後も交付要件を満たしていることを確認してから支出するため、繰越明許のうえ、令和3年度中に全額を交付した。

◇企業誘致促進奨励金

○事業の概要

本市の産業振興と雇用拡大を図り、地域経済の発展に資するため、要件に沿った企業の立地を奨励する。

・指定事業者の要件

- (1)企業の立地をし、5年以内に操業を開始する者

- (2)新規雇用従業員の数が新設の場合は5人以上、増設又は移設の場合は3人以上であること。
- (3)固定資産評価額が5,000万円以上であること。
- (4)環境の保全について適切な措置が講じられていること。
- (5)都市計画法、建築基準法その他法令に適合するものであること。

・奨励措置

(1)企業立地促進奨励金 要件を満たす指定事業者の固定資産税の収納相当額に対して、
条例で定める率に応じて奨励金を交付する。(総額3億円上限)

ア 本市又は愛媛県から用地を直接購入し、立地した場合 初～5年度まで新設 100/100
増設 50/100

イ その他の場合 初年度 新設 100/100 増設 50/100
2年度 新設 90/100 増設 40/100
3年度 新設 80/100 増設 30/100

(2)雇用促進奨励金 新規雇用従業員を1年以上雇用した場合、1人につき50万円以下
1事業所5,000万円を限度として奨励金を交付する。

(3)用地取得奨励金 本市又は愛媛県の所有する本市内の土地を直接取得した場合、
用地取得費の10/100以内の額(1億円上限)を奨励金として交付する。

※奨励金の額が5,000万円を超えるときは、超える部分について次年度以降に分割して交付する。

・対象事業者数 2者(社)

A社

年 度	起業立地促進奨励金	用地取得奨励金	合 計	備 考
令和3年度	2,849,800円	20,130,000円	22,979,800円	A
令和4年度	3,500,000円	0円	3,500,000円	
令和5年度	3,500,000円	0円	3,500,000円	
令和6年度	3,500,000円	0円	3,500,000円	
令和7年度	3,500,000円	0円	3,500,000円	
合 計	16,849,800円	20,130,000円	36,979,800円	

B社

年 度	起業立地促進奨励金	用地取得奨励金	合 計	備 考
令和3年度	12,973,100円	65,200,000円	78,173,100円 R3支払額50,000,000円	B
令和4年度	13,500,000円	0円	13,500,000円 R4支払額41,673,100円	R3の 残額加算
令和5年度	13,500,000円	0円	13,500,000円	
令和6年度	13,500,000円	0円	13,500,000円	
令和7年度	13,500,000円	0円	13,500,000円	
合 計	66,973,100円	65,200,000円	132,173,100円	

※令和3年度においては、上記A+B=72,979,800円を交付した。

◇概要

なかやまクラフトの里（道の駅「なかやま」）

平成30年8月 道の駅として登録（県内29番目、四国内87番目）

令和2年3月のなかやまスマートインターチェンジ開通に先駆け、伊予市中山町の玄関口としてリニューアル整備を行い、併せて道の駅として登録した。

◇条例及び指定管理指定の変遷

○令和2年度実績

A ウッドクラフトセンター：指定管理料 1,835,900 円

B そば打ち体験施設：指定管理料 1,742,400 円

C 優良木材活用モデル施設（屋外トイレ）：指定管理料 4,237,200

D 木工体験施設：指定管理料なし 【別の指定管理者が運営】

E 特産品センター：指定管理料 3,470,500 円 【別敷地の施設】

令和2年度指定管理料合計
11,286,000 円

※A～Eはそれぞれ別の条例に基づき設置・管理されており、指定管理者の公募・指定も別であった。さらにDは別の指定管理者が管理していたほか、Eは別敷地にある別施設として管理していた。契約上、施設間で連携した事業について指示ができないほか、管理経費も割高であった。



○令和3年度～令和7年度（現指定管理期間）

A 販売管理棟1（旧ウッドクラフトセンター）

B 食の体験施設（旧そば打ち体験施設）

C 屋外トイレ棟（旧優良木材活用モデル施設）

D 匠の体験施設（旧木工体験施設）

E 販売管理棟2（旧特産品センター）

【別敷地にあるが同一施設の出先扱い】

なかやまクラフトの里（道の駅「なかやま」）

令和3年度指定管理料合計
10,000,000 円
※前年度から△1,286,000 円

※条例の一本化に合わせ、指定管理者の公募・指定も一本化した。

同一施設（指定管理者も同一）であるため、施設間で連携した事業展開を指示・提案できる。管理責任者の人件費、清掃委託等の効率化により、指定管理料設計額を圧縮できた。

◇入込客数、売上高、売上利益の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R1→R3比較
入込客数	170,499人	159,819人	143,924人	△15.59%
売上高	169,161千円	191,207千円	186,094千円	+10.01%
売上利益 (売上-原価)	55,984千円	58,550千円	60,510千円	+8.08%
販売費及び管理費	82,764千円	77,223千円	84,446千円	+2.03%
営業利益	△26,780千円	△18,673千円	△23,936千円	+10.62%

・リニューアル及び道の駅化に伴う一時的な需要が終了したほか、令和2年度以降は新型コロナウイルスの感染拡大等の影響で入込客数は減少傾向にある。

・一方で、新型コロナ対応交付金で各種事業を実施した影響からか、売上高及び売上利益は堅調に伸びつつあり、顧客あたりの平均売上単価が向上している。

・交付金事業で獲得した新たな利用者がリピーターとなる仕組み、何度も訪れたいと思えるサービスや商品づくりに取り組む必要がある。

◇その他の課題

・「道の駅」に登録されたこと、中山スマートインターチェンジから最も近い観光施設であることから、「伊予市中山地域の玄関口」としての役割が期待されている。これまで以上に魅力的な商品開発や、サービスが期待されている。

特に現在の運営状況は、「情報発信拠点」としての自覚が薄いように感じるため、当該施設内での商品情報、サービス情報はもとより、近隣の観光施設、飲食店、特産品の情報等についても積極的に発信するよう、指定管理者に求めている。

・特産品である栗のシーズンや、土日祝日以外の来客が少ない日に誘客要因となる商品やサービス開発の必要性を感じる。指定管理者と協議しつつ担当課も積極的に検討・提案していきたい。

・令和3年度中に、リニューアル工事の際には問題化していなかった食の体験施設（旧そば打ち体験施設）棟の雨漏りが生じた。現在は応急養生により対応しているが、今後も長期的に活用していく施設であることから、各種財源確保について研究・検討し、早急に対応する必要がある。

・指定管理者と定期的な会合により意見交換するなど、行政担当者と指定管理者とが意識や課題を共有し、互いに協力・調整して解決するとともに、より魅力的で効率的な施設となるよう連携して改善に取り組む必要性を強く感じている。